



2022年12月23日

各 位

会社名 ローランド株式会社
代表者名 代表取締役社長 ゴードン・レイズン
(コード番号：7944 東証プライム)
問合わせ先 取締役 CFO 杉浦 俊介
(Tel. 053-523-0230)

当社および当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社の子会社である Roland Europe Group Limited(所在地：Hive 2, 1530 Arlington Business Park, Theale, Reading, Berkshire, RG7 4SA, UK、代表者：European CEO David Vazquez、事業内容：当社商品の販売及び欧州子会社の統括管理、資本金：42,039千英ポンド)(以下「REG」といい、当社及びREGを「当社ら」といいます)は、英国競争審判所(Competition Appeal Tribunal)に提起された集団訴訟(以下「本件訴訟」といいます)の申立書を2022年12月16日(現地時間)に受理しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 訴訟を提起した者の概要及び訴訟内容

Elisabetta Sciallis (原告代理人住所：70 Mark Lane, London, EC3R 7NQ, UK) (以下「原告」といいます)は、2011年1月7日から2015年9月30日まで当社の電子ドラムキット及びその関連製品(以下「電子ドラムキット等」といいます)を購入した者並びに2015年10月1日から2019年4月17日まで当社の電子ドラムキット等及びその他一定の電子楽器製品を購入した者を代表して、当社らに対し損害賠償を支払うよう請求しております。損害賠償の金額は少なくとも数千万ポンドを見込むとされておりますが、申立書には具体的な金額は記載されていません。

なお、REGが受領した本件訴訟申立書によれば、REGだけでなく当社も被告に含まれておりますが、2022年12月23日現在、当社は申立書の送達を受けておりません。

2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

原告は、当社らに対して、2020年6月29日(現地時間)付けの英国競争・市場庁(Competition and Markets Authority)による、Roland(U.K.) Limited及び当社による英国競争法及びEU競争法違反の決定(注)に関連して消費者が被った損害の賠償を求めるものです。また、原告は、上記決定で認定された電子ドラムキット等以外の機器に関連する損害賠償も請求しています。

(注: 2020年6月29日、英国競争・市場庁は当社の孫会社であったRoland(U.K.) Limitedが2011年1月から2018年4月まで電子ドラムキット及びその関連製品の販売に関し再販売価格維持を行っていたと認定しました。また、親会社である当社についても連帯責任を認めました。なお、当社グループはただちに再発防止策に取り組み、引き続き継続的にその取り組みを行っております。)

3. 今後の見通し

当社らは、申立書の内容を精査したうえで、適切に対処していく所存です。本件訴訟による金額的な影響は現時点で算定が困難であるため、当社の将来の業績に与える影響は不明であり、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせ致します。

以上